

筑後市補助金等外部審査・審査票

補助金事業番号・事業名 :

委員名 :

I 費用対効果審査

大項目	審査項目	評価基準の内容	評価結果
1 事業の公益性	① 事業活動の目的・視点・内容などが明記、b社会・経済情勢に合致 が明記され、社会・経済情勢に合致しているか	•目的・視点・内容などが明記、b社会・経済情勢に合致 4:a明確で妥当、b今後重要な社会・経済情勢の問題・課題と合致 3:a明確で妥当、b合致 2:a明確で妥当、b合致せず(一部・軽微な社会・経済情勢の問題・課題と合致、過去の社会・経済情勢の問題・課題と合致、等) 1:a明確だが妥当性に欠ける 0:a不明確	
	② 地域や市民のニーズ又は課題を的確に捉えているか	•a「ニーズまたは課題の把握方法」の妥当性、b「把握した内容」の妥当性2つの視点から評価 4:a良好、b良好 3:a良好、b妥当 2:a妥当、b妥当性に欠ける 1:a妥当性に欠ける 0:ニーズまたは課題が把握されていない	
	③ 特定の者のみに利益をもたらすものでなく、広く市民に開かれているか	4:補助対象事業への直接の参加が広く市民に開かれていて広く市民が参加している、運営費補助の場合は補助事業者の事業への直接の参加の参加が一部の市民に開かれていている 3:補助対象事業への直接の参加が広く市民に開かれている、運営費補助の場合は補助事業者の事業への直接の参加が一部の市民に開かれて参加している 2:補助対象事業への直接の参加が一部の市民に開かれている、運営費補助の場合は補助事業者の事業への直接の参加が一部の市民に開かれて参加している 1:補助対象事業への直接の参加が一部の市民に開かれている、運営費補助の場合は補助事業者の事業への直接の参加が一部の市民に開かれている 0:補助対象事業への直接の参加が特定の者のみに限られている	

大項目	審査項目	評価基準の内容	評価結果
2 事業の効果性	① 効果を客観的に示すことができるか、	<p>・a成果に関する指標を測定、b成果指標の推移(増減)を測定、cコストパフォーマンス(費用対効果)</p> <p>4:aは適切、bも測定している、cコストパフォーマンスは改善の余地がない・または改善の取組が認められる</p> <p>3:aは適切、bも測定している、cコストパフォーマンスは改善の余地がある</p> <p>2:aは適切、bも測定している、cコストパフォーマンスは改善の余地が大きい、</p> <p>1:aの内容が不十分(指標が適切ではない)</p> <p>0:aもできないない、</p>	
	② 補助の目的が明確で、事業内容はその目的を達成する手段として適當か、	<p>・a目的の妥当性、b目的達成手段の妥当性</p> <p>4:a目的は妥当、b手段も優れている</p> <p>3:a目的は妥当、b手段は妥当性が認められる</p> <p>2:a目的は妥当、b手段は妥当性に欠ける</p> <p>1:a目的は明確だが妥当性に欠ける</p> <p>0:a目的が不明</p>	
	③ まちづくり等の先進事例として波及効果や新たな展開が期待できるか、	<p>・a波及効果、b新たな展開</p> <p>4:a・bの両方にについて大きな効果等を期待できる</p> <p>3:a・bの両方が期待でき、どちらか1つが大きな効果等を期待できる</p> <p>2:a・bの両方が期待できる</p> <p>1:a・bのどちらかが期待できる</p> <p>0:a・bともに期待できない</p>	
		合計点	

II 合規制審査

大項目	審査項目	評価基準の内容	評価結果
3 団体等の適格性	<p>① 団体等の会計処理及び使途が適正であるか、</p> <p>② 事業活動の内容が団体等の目的と合致するか、</p> <p>③ 経済的自立のための努力が図られているか、</p> <p>④ 補助事業者は公平に選定されているか、</p>	<p>2:監査機能を有し、会計処理及び使途の適正が実質的に担保されている 1:監査機能は有しているが、会計処理及び使途の適正は担保されていない、 0:監査機能を有していない、</p> <p>2:事業活動の目的・内容が団体等の目的と合致 0:事業活動の目的・内容と団体等の目的が合致していない、</p> <p>4:自主財源が組織予算の大半を占める(概ね8割以上) 3:自主財源が過半数を占める(概ね5割～8割) 2:自主財源が半数程度(概ね2割から5割) 1:自主財源が多少ある(概ね2割未満) 0:自主財源がない、</p> <p>4:公募・指名等による複数事業者からの選定の場合 3:公募・指名等による募集を行った結果、1事業者の応募による選定の場合 2:特定の事業者で、幅広い市民・地域を対象とする事業を実施し、かつ、他に同種の活動を行っている事業者が存在する場合 1:特定の事業者で、幅広い市民・地域を対象とする事業を実施しているが、他に同種の活動を行っている事業者が存在する場合 0:特定の事業者で、特定の市民・地域を対象とする事業の実施に留まる場合</p> <p>4:市が事務局となっていない場合 3:市が事務局:妥当性が高い(補助対象団体は市も規定に則り参画する団体で市長等が役員・理事等であり、市以外の組織・事業者も具体的な事務局機能を分担している) 2:市が事務局:妥当性がある(補助対象団体は市も規定に則り参画する団体で、市以外の組織・事業者も具体的な事務局機能を分担している) 1:市が事務局:妥当性が低い(補助対象団体は市が規定に則り参画する団体だが、市以外の組織・事業者は具体的な事務局機能を分担していない) 0:市が事務局:妥当性なし(補助対象団体は市が参画する団体ではない、市が規定に則らずに参画する団体である)</p>	

大項目	審査項目	評価基準の内容	評価結果
4 補助金の妥当性	① 補助対象事業、経費が明確で、補助金充当費目は目的に沿っている ② 運営費補助ではないか(ただし、新規団体等に対する場合は除く)	2:a補助対象事業・経費は明確、b補助金充当費目は目的に沿っていない 1:a補助対象事業・経費は明確、b補助金充当費目は目的に沿っていない 0:a補助対象事業・経費が不明確	
	③ 補助事業に直接関係ない経費、不適切な経費は含まれていないか	2:運営費補助ではない 1:市が出資・出捐の公益社団法人・公益財團法人に対する運営費補助、法律に基づき設立された団体等に対する運営費補助、新規団体(設立後3年以内)に対する運営費補助 0:上記以外	
	④ 補助率は2分の1以内か、また、超える場合にはその必要性が明確か、	2:補助事業に直接関係ない経費、及び、不適切な経費は含まれていない場合 0:補助事業に直接関係ない経費、または、不適切な経費が含まれている場合 ※直接関係ない経費・不適切な経費例:交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等	
	⑤ 零細な補助・負担ではないか(金額10万円未満)	4:補助率が2分の1以内の場合 3:補助率が2分の1超でその高い必要性が認められる(法律、国県が定めた制度に則している) 2:補助率が2分の1超でその必要性が客観的に認められる(補助率が2分の1超となる積算根拠が明確で削減余地なし) 1:補助率が2分の1超でその必要性が多少は認めらるる(積算根拠が明確で削減の余地があるが2分の1以内は困難) 0:補助率が2分の1超で上記3~1に該当しない場合	
	⑥ 繰越金は補助金額の2分の1超分の1を超えていないか、	2:金額10万円以上の場合 0:金額10万円未満の場合	
5 交付期間	市単独補助金は、原則として3年以内で見直しを行うこと 国・県の制度によるものは補助終了をもつて終了すること を原則に見直すこと	【市単独補助金の場合】 2:3年以内毎に要件・内容の見直しが行われている場合 0:3年以内毎に要件・内容の見直しが行われていない場合 【国・県の制度による補助金の場合】 2:国・県の制度が継続している場合 0:国・県の制度が終了しているにもかわらず市の一般財源のみで継続している	
	合計点		